

○

午後 1時 3分開会

○委員長 ただいまから放射能等災害対策特別委員会を開会いたします。

○委員長 早速協議に入ります。それでは、今後の活動方針といたしまして、東京電力株式会社の関係者の招致についてを議題といたします。

既にお電話でも御連絡いたしましたが、東京電力株式会社の関係者を招致し、放射能対策費用の補償等についての説明をいただき、その後質疑応答する機会を設けてはどうかと考えます。日時といたしましては、7月29日の午後3時30分からではどうかと考えております。なぜ29日の3時30分かとお申しますと、各会派の皆さん方の関係や、あるいは当日建設経済委員会が開催される予定になっておりますが、中島建設経済委員長と相談した上で、できれば午後3時30分からと考えているところです。ぜひこのところを御協議を願いたいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

○小島 ちょっと一言。

○委員長 はい。

○小島 まず、そのやることはいいですよ。その日にち決めるのに、委員会も開かず、前もって決めてどうだということに対してちょっと違和感があるんですね。だから、こういうのは委員会開いた中で、ではいついつ東京電力、こういう形の中で招致しましょうかという中でやって、その中で日にちをみんなで決めた中でやる分にはいいんですけど、こう見ると、実際に委員長そのものが、副委員長と決めたのかと思いますけれども、その中でもう日にちも決まった、時間も決まったということで、我々ただ委員長の言いなりになっちゃって、こういうふうになることがあるんですよ。そこんところをちょっともう一回はっきりと、どういう経緯の中でこういうふうにしたということをおっしゃっていただければ助かるんですが。

○委員長 この件は、既に皆さん方も委員会で議論してきたかと思いますが、当初市村委員からこの放射能等災害対策特別委員会がつくられたときに、我孫子が県会議員を呼んでやっているじゃないかということで、3月に県会議員を、2月でしたかね、呼ぶ予定でいましたところ、県議会開催するのでできないと。そういうことがあったり、東京電力に本当は行くということで計画をしておりましたが、東京電力側との調整がうまくいかなかったのと、行くということについて機会を失ったというところなんです。そこで、東京電力に行くか、呼べないのかということで調整したところ、24日から26日、29日でいかがでしょうかという打診がありまして、23日から26日は柏清風さんの北海道の視察が入っているということで、29日にしよう。ところが、29日は建設経済委員会が10時から入っているんでできないと。それでは、3時半からでもやろうと。それ以外は来れないというんで、この機会を逃

がすわけにはいかないので、東電を御足労願うんならばちゃんとやりましょうやと。

当初そういう協議じゃなくて、ただ来てもらって話すだけにしようかというふうに考えていたんです。ところが、それだと議事録が残らない、問題点は。議事録に残らない、あるいは招致にした場合、来た場合でも、協議会にしても、委員会で一回決めないとだめだということで、じゃ急遽皆さん方に事前にお電話をして、やるので、こういうわけだから、ぜひ大変だけでも、9日の日に決定をして、そして29日を迎えますようやという経過なんです。そういう経過で来ておりますので、うやむやにずっと何もなくて、ぼっと出たわけじゃなくて、東電側の都合、我々側の都合があって、たまたま一致したのでこの日程にしたということなんです。本当なら、今小島委員が言われるように、本来なら議会のとき、最後のときにそういうふうに決めりゃよかったんですけども、あのときに視察だけ決めて、8月末に行くと。福島に行こうかと、場所はどこにしようか、皆さんに要望聞きますよと。それだけで終わっていたんで、その後調整したら来るというんで、じゃこれは逃がさないでやろうじゃないかと、民地の除染とかあるんでね。という経過なんです。そこら辺で、若干急に決まったりして、行き違いありますけども、そういうことで御理解をいただきたいということです。よろしいですか。

○小島 しつこいようだけでも、それは副委員長と相談しましたか。あくまでも副委員長と相談した中でこれ決めたと。

○委員長 副委員長にそのように連絡をいたしました、それは。これは、放射線対策室とも連絡して、いつ来れるか、本当に来るのか来ないのかどうなのかということで調整していましたので、来ると決まったからには、それは言わなきゃいけませんよね。来ないのに勝手にできませんから。相手のあることですから。大体大方来てもいいよと、その日程だったらいよいよというんで、じゃ調整しようということなんです。最終日の日に大体来てもいいよという日程があったんで、おたくの部屋に行って、私が言いましたよね。そうしたら、23日から柏清風は25日まではいないよということだったんで、確定したら、じゃ各会派の委員さんに全部連絡をするという扱いです。ただ、私が直接できなかったのは、小松委員だけはできませんでした。だから、林委員がいいよと了解されましたんで、そういう経過で来ているということです。

○小島 じゃ、その中で、あくまでも24日から29日までは東電、そこしかあいていないと。

○委員長 そうです。

○小島 一つの中で、その辺の中で29日に設定したというふうに理解していいわけですね。

○委員長 はい。

○小島 わかりました。

○委員長 それでは、よろしいですか。ちょっと日程的に3時30分からなんですよ。これ建設経済委員長とも相談して、10時からやって、帰ってきて、2時から何か報

告をするそうですね。2時から1時間半はやらんだろうということで、ここに4人ほど建設経済委員会の方いますかね。4人じゃない。4人って聞いたんだけど。3人か4人いるんで、それでまずその方、朝10時からやって大変だろうけども、中島委員長は2時から始めて、3時ごろ終わるんじゃないかろうかと。だから、安全パイをとって3時半からというふうに日程をしております。ですから、御理解をいただきたいと思います。それで、東電との関係も、きょう今皆さん方招致することについて御意見なければ、1時間から1時間半程度で終わるといふふうに日程はしたいと思っているんです。いかがでしょうか。

○小島 これは、あくまでも時間的に1時間から1時間半、大体向こうも5時といえ、大体もう時間があるだろうから、そのくらいでやるということね。

○委員長 そういうことです。初めてのケースだから、抗議集会だとか団体交渉じゃないので、それは無制限にはできないでしょう。だから、皆さん方に、招致することはいいよと決定いただければ、その線で相手にも1時間から1時間半程度で意見交換をしたいということをお伝えたいと思うんですよ。そのような日程でいきたいなと思います。

○小島 それは、あくまでも議題が除染の費用、またこれからどうするかと、東電に対して、どういうあれでいくのか、ちょっと言ってもらえれば。

○委員長 その前に、この日程がいいかどうかを決めていただけますか。それよろしいですか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、日程については、7月29日午後3時30分からいたします。

次に、この呼ぶに当たりまして、招致にするか、あるいは招致の方法と協議会にするのかという方法があるんですけども、この件について事務局に説明を求めますので、ちょっと内容について聞いてから議論していただきたいんです。事務局、お願いいたします。

○事務局 そうしましたら、御説明をいたします。委員長の御説明のとおり、招致することとなった場合の招致方法としましては、2つの方法がございます。1つは、正式な委員会の中で参考人招致として行う方法でございます。正式な委員会の中の御発言となりますので、全て会議録に残ると。発言が残ることになります。一方、もう一つは協議会として行う方法でございます。協議会につきましては、特に記録は作成しておりません。大きな点としては、違いとしては以上かと思えます。あと、ちょっと先ほど委員長のほうから日程の御説明ありましたがけれども、先ほどの29日の日程の件でございますが、東電のほうに執行部を通して一応都合がいい日、悪い日ということで確認をしていただきまして、都合が悪い日が7月中ですと22、23、30、31ということでしたので、裏返してその以外の日でとりあえず設定することが必要ではないかということで、その上で委員長に設定をしていただいているということでございます。あとは、先方のほうには今申し上げた方法とか詳しい話は、これから要は決まった後にすることでございますので、この結果を受けて向こうの

ほうにはお話をして、最終的に正式に来ていただけるかどうかということを確認するという手順になります。以上でございます。

○委員長 それでは、東京電力株式会社の関係者の招致について、いかがでしょうか。

○上橋 今事務局の説明で、まだ東電のほうは招致になるか、協議会になるか知らないわけだね、全然。

○委員長 もちろん。決めていないから。

○上橋 そうすると、ここで招致を我々決めたとしても、向こうがそれに乗ってこない可能性もあるわけね。そうすると、我々としても2段構えで東電にお願いするという方法しかないのかな。どうだろう、その辺。

○小島 招致したときに、委員会の中であれしたときには、向こうでもテープあるかもって、拒否するかもしれないよ、それは。

○上橋 だったら、そのときは協議会でもいいですからということで、2段構えでいきますか。

○小島 今まで、ちょっと済みません、委員長。役所として東電を呼んだときには、普通ときには、当然我々と違うから、来るって、説明するんだらうけども、ただ我々が呼ぶときには、どういう形のほうが普通は通るといふ形になるのかね。

○環境部長 まず、東電を呼んでいるというケース、柏市もそうなんですけども、ほかの福島県以外はほとんどやっていないということなんですけども。ですから、どこまであれしているかわからないんですけども、東電のほうは御存じなのかわかりませんが、私どものほうで、委員長から大体7月中にやりたいんだけどというお話をいただいたとき、前々からそういうお話がありましたので、意見聞きたいみたいな話がありましたので、そういう場をいよいよ設定したいんだけどということでお話をさしあげているだけで、その委員会で呼ぶということで、そういった正式な委員会へ呼ぶのかどうかということはもちろん話していませんけども、それはもう承知の上だと私は基本的には思っていますけれども。

○委員長 ちょっとよろしいですか。余り小細工しないで、招致をするということで決定をして、招致して、招致通知を出して、来なきゃ来ないで仕方がないでしょう、それは。相手があることだから。だから、逃げ隠れしないで、本当は僕らが行く予定でやっていたんだから、本当は東電の千葉のほうに。だから、それは招致をするという皆さんの意見ですけど、決めて、もしどうしても招致では来ないよと言えば、またそれは改めて議論したらいいんじゃないかと私は思うんですけども。

○上橋 そうすると、また先延ばしになりますけどね。どうしてもここで東電の考えが聞きたいということになれば、協議会でもいいですよと言ってやる方法もありますけどね。

○委員長 皆さんどうですか。どうぞ、御意見あれば。

○小島 だから、これ実際に記録に残らない協議会の中で、我々委員と委員長を含めた中で、ただするのと、これ実際に東電の発言は重いわけだから、これは議事録

に残ることについて、じゃ東電が来る来ないか、恐らく問題になると思います、これ。普通協議会だったらそんなに議事録も残らないし、その中で対応できると思うんですよ。実際に招致した場合、委員会としてやった場合には全部議事録残るんだよね。これは、当然公開で見られるんでしょうから。それは、なかなかどうかといったときに、難しいかなとは思うよ。俺はだよ。

○委員長 40万5,000人近い市民に多大な迷惑をかけているんだから、本来なら東電が御迷惑をおかけしておりますと言ってもっと先に来るべきであって、それが招致するかしないかで来る来ないと決まるほうが、それは問題だと私は思いますよ。だから、我々は毅然として、皆さん方で決めていただければいいんですが、招致するか協議会にするかを肅々と決めていただければ、それにのっとなって、来なきゃ来ないでまた次のことを考えればいいんじゃないかと私は思います。来ると言っているんだから。招致されるから来ないよ、協議会だったら来るよということはある得ないと思います、私は。来ると言っているんだから。

○小島 あくまでも委員会だから、招致という形でどうですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）委員会だから、招致の形ということで。

○委員長 委員会として招致でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、招致という形で決定をいたしました。

○事務局 委員長、済みません、参考人として呼ぶということ。

○委員長 そう、参考人の招致。

○事務局 確認をしていただけますでしょうか、済みません。

○委員長 それでは、参考人招致という形でよろしいでしょうか。挙手をとらなきゃだめかな。じゃ、挙手を願えますか。

挙手全員です。

よって、参考人招致することと決定をいたしました。

それでは、招致することで決定しましたので、25年7月12日正午までに、どういふことを説明してほしいのか、それからどういふことを聞きたいのか、ことを資料等あれば……配ってあるのかな。

○事務局 配ってございません。今決まったところでございますので、では今お配りいたします。

○委員長 皆さん方からいろんな資料請求や、あるいは質問したいこと、こういうことあるよということをお受けして、それを先方に見せて、先方から回答をいただくということにしたいと思います。

○上橋 先方のポジションとかというのはもう決まって。それは、まだこれから。

○委員長 いや、それは千葉の窓口ですよ。

○環境部長 そうだと思います。今のところそうだと思います。

○上橋 千葉支社の方ですね。

○委員長 そうです。

○環境部長 相談センターというか、そういった。

○上橋 相談センターの社長だとか、そういう人じゃなしに。

○環境部長 多分そうじゃないと思います。そこまでは、確認は、申しわけない、してないんですけども。社長じゃないと……

○委員長 社長は来ませんから。

○上橋 ということは、補償の範囲内の話になりますよね。原発再稼働どうするんだなんて聞いたって。

○小島 普通から考えれば、これから本当に放射能が今出ているか出ていないか、そういうことと、これからどうするんだということしかないもんな、実際に。だって、細かいことは、補償は当然市でやっているわけでしょう。交渉の内容は当然。

○環境部長 はい、市でお願いしています。ただ、なかなかいい御返事はいただいているわけではないわけで。

○上橋 そこを、その補償をどうかというのをこの委員会でも聞こうということですからね。

○委員長 では、今お手元に配付されたとおりでよろしいでしょうか。質疑内容、提出を希望される資料等ございましたら、ぜひ記入していただいて、7月12日の正午まで、金曜日ですね。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、お願いいたします。

それで、当日要望を提出したいんですね、要望書を。その要望書をちょっと配っていただけますか。ごく一般的な要望書をつくってあるんですけども、これに沿って大体要望書というのは、質問等も出てくると思うんですけど。ちょっと回ったら、読んでいただいて。

よろしいですか。これまでは、皆さん方から出されている声とか、そういうものをちょっとまとめたものです。これに肉づけして、もうちょっとこういうことを書いてほしいということがあれば肉づけをして、そのことを当日要望書にしたいと思うんです。それか、いやこれでいいよということであればこれでも結構ですが、いかがいたしましょうか。

○上橋 ちょっと文章のことでいいですか。

○委員長 はい。

○上橋 中の段落で、「また、原子力損害賠償紛争審査会における平成24年」。ここは、関係原子力事業者という言葉が入っていないですよね。だから、またいかにもこの関係原子力事業者という言葉を入れていただいて。具体的に言うと、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分等は、原子力関係事業者が賠償すべきという、ここに入れられませんか。原子力関係事業者ということですね。その賠償する主語がちょっとはつきりしない。ここからは思うんだけど、くどいようでも、はっきりさせる意味で。

○委員長 いいですか。上橋さん、どこですか。

○上橋 いいですか。

○委員長 何行、何段落目。

○上橋 段落でいうと3番目の段落の一番下の行なんですけど、ここに(中略)は、関係原子力事業者が賠償すべきという言葉を入れてはどうでしょうか。

○委員長 ここに入れるんですね。中略は。ちょっと後で文章を出してもらいましょうかね。

○松本 ここに中略というのがあるので、恐らく引用だと思うのですが、どこからどこまで引用か、かぎ括弧にする必要があるのではないかとということと、引用ならば入れられないという可能性があると思いました。

○上橋 中略の中に入っているという意味か。

○松本 引用だと勝手に入れられないので。

○委員長 これ特措法、特別措置法第5条って書いてあるでしょう。特措法を見ればわかるんですけど、誠意を持って原子力事業者は対応しなきゃならないとなっているんですよ。要するに国の責務、県の責務、地方自治体の責務、そして第5条の中で原子力事業者の責務、責務は誠意を持って対応しなきゃならないとなっているんですよ。ということは、誠意を持って対応するだけなら、しなくてもいいということだ、裏返しだと。だから、絶対に東京電力が賠償しなきゃならないと我々は思いますよね、普通。思っているでしょう、みんな。私もそう思っていたんですけど、特措法見るとそういうふうになっていないんですよ。なっていないから、国、県、市が税金でやって、東電が賠償しろ、やれと、誠意持ってやれということで、誠意を持って賠償委員会というのがあって、そこで幾ら幾らと決めているんですよ。だから、特措法をちゃんと見ないとここは出てこないんです。

○渡部 ちょっといいですか、確認。

○委員長 はい。

○渡部 この要望書は、いつまでにまとめて、いつ、事前にお渡ししておくのか、当日要望書というふうに上げるのか。今これ初めて見たわけですから、内容についてこうしてほしいとか、やっぱりこれは加えてほしいとか、そういうことは今ここではすぐにまとまらないんじゃないかなと思うので、やっぱり要望を委員長に届け出るなりして、まとめてもらうなりしないと、今この場で文章が確立しないと思うんです。だから、日程的にいつまでにまとめて、これは当日渡すのか、事前にこの質疑の要望のときとあわせて送っておいて、当日この要望書というふうな形にするのか、そのことをちょっと説明してください。

○委員長 もちろんですよ。12日までということですよ。要するにまとめて記入することがあるかないか、ここで決めれるかどうか、先ほど言ったように、出して、たたいて、それを文書のときにまとめて、12日にまとめて、それを先方に送ると。これを送りますよね。これどういう資料をよこせとか、要望とかありますから、そういうのとあわせてこの文章が不備なところがあれば、それをします。今上橋委員から言われましたこの前文のところは、さほどいじらなくてもいいんじゃないか

なと思うんです。この記とありますね。1、2のところの主はここを、もうちょっとここを加えてほしいとか、これはこのままでいいよということでもいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。当然それはきょうここで決められないでしょうから、本当は決めるのが、一番決定して、みんながいるところで一番いいんですけど、それができなけりゃ、12日までに皆さん方が出していただいて、12日の正午まで出していただいて、それをまとめて、委員長、副委員長でまとめて、当日に先方に渡すというスケジュールでいきたいんですが、いかがでしょうか。

○海老原 健康調査とかの、健康調査を長期にわたってきちんとやってほしいというようなことは入れられないんですか。

○委員長 いや、それはここに決めていただければ。

○海老原 その項目も入れていただきたいなと思います。

○委員長 健康調査ね。これ全市民でしょうか、対象者は。

○海老原 やはり子供とか妊婦さんとか、少なくとも未成年について。

○委員長 ほかにございますか。そうしたら、12日までに出していただきましょうかね。よろしいですか。

○松本 この要望書は、体制の早期整備ということを行っているんですが、その体制を決められたところで納得いかない可能性が一つはあって、それよりもその賠償を求めること自体をメインに書いたほうがいいと思いました。タイトルは補償体制の整備ということと、記のところで、仕組みを確立するというような話になっているんですが、そうじゃなく、もっと賠償するべきだということをしっかり書いたほうがいいと思いました。意見です。

○委員長 ほかに意見ございますか。

○上橋 (1)の市民、事業者等が要した放射能対策費用というのは広いんだよね。健康調査も、大きく含まれていると言えますよね。でしょう、これは。

○海老原 そうですね。放射能対策費用って書くと、全部含まれちゃうんで、除染費用とか、細かく分けるかどうか。

○渡部 なるべく包括する形でやるのがいいですかね。どうでしょうかね。

○委員長 いや、細かく書けば、民地だとか、河川、大津川の河川だとか、特に高い地域があるでしょう。それとか、細かく書けば切りがないんだけど、本当は細かくいっぱい羅列して書いたほうがいいんだけど。だけど、放射能対策費用というのは全体全部入りますよね。だけど、皆さん方の意見を聞いて、それは健康調査をしてほしいとか、その賠償すべきだということを強調すべきだということで、字句をちょっと直してみたいとは思いますがね。福島県は仕組みをつくって、ちゃんとやっているんですよ。ほかの都道府県はほとんどないんです。だから、賠償しろと言っただけではなかなかしないんで、やっぱり粘り強く行動はしないと賠償しないんじゃないかなと思うんですよ、それは。ですから、このような文章になっているんですけど、ぜひ皆さん方で12日までに文章をつくって、出していただきたいんです。今言ったことも含めて出してください。よろしいでしょうか。いいです



か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、この要望書の提出についてはよろしいですね。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 中身については、肉づけを皆さん方に25年7月12日の正午までに提出をしてください。そのことについては、できるだけ肉づけをしたいと思います。網羅できるように、わかりやすく入れたいと思いますので、箇条書きでできればお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島 じゃ、それで一つ。それはそのとおりのなんだけども、その要望書と、それから今回の招致について、これは東電招致するというで決まったんですが、これは要望書、これについて決まりました。その中で、これについては一応うちのほうから、会派の、議長が出ておりますので、当然議長の了解を得た中で出すということになりますか、それともそのまま出すんですか。

○委員長 議会の仕組みは、それは当然委員会が、議長に提出して、議長名で出すんですよ。それは議長名で、会派から出るとかなんとか関係なくて、議長名で出すんです。議長さんは、委員会で決めたことは尊重して、議長でそれは出せないとかなんとかということとはできないんです。ですから、それはお互いの了解じゃないけれども、委員会で決めたことは議長が判を押して出しますよと、議長名で。議会の代表は議長ですから。全体の議長ですから、そういう形で出すものであって、それは機関ですから、ある意味じゃ議会という。機関の代表が出すわけです。しかし、実際に動いているいろいろやるものは、委員会がやるということになるんです。

○小島 それはわかる。だから、それに対して、だから一つ確認したかったのは、今回の招致の話、東電の話が、きょうここで決まったからなんだけど、先行した中で、議長も知らない中でどんどん先行したということで要するに聞いたもんだから、それで確認したわけです。

○委員長 そういうことはありますよ。下総基地の関係で、基地対策委員会でちゃんとやって、国に要請に行こうとか、議長名もらって国に要請に行ったり、委員長と副委員長が代表で行くとかね。していますから、それは。そういうことは少々はありますよ。知ったとか知らないじゃなくて、こういうことを決めたことを議長にして、議長がそのことについて判を押して提出をすることなんです、それは。それは、事前に聞いていなかったとかなんとかって、そういう問題じゃありませんから、組織だから。

○事務局 そうしましたら、今小島委員からちょっと質問があったこの要望書の取り扱いについて少し補足をまずさせていただきます。今委員長からも申し上げましたとおり、要望書の提出につきましては、下総基地の特別委員会で北関東防衛局のほうに提出という形をとっているものが既にございまして、基本的に委員会、下総ですと下総の委員会の中で皆さんの内容協議をしていただいて、それについて皆さ

ん了解をしていただいたことを、その後に議長決裁をしまして、その上で委員会の方、委員長が実際に持っていったお渡しをするということが先例としてはございます。今回想定しているのがその方法ではないかというふうに思われます。

あともう一つ、済みません。先ほど、ちょっと話が戻ってしまうんですが、今回の要望書の内容につきまして、今委員長のほうから12日までに、もし肉づけ等がありましたらというふうにお話ございましたけれども、一応それによって内容が変わるおそれがちょっとあるのかなというところが、ちょっと危惧される場所なんです。あくまでもその部分についても若干の修正ということで、例えば委員長のほうに一任ということをしていただいた上で、要はここで決まっているという位置づけでしていただく分であれば結構なんですけれども、後からちょっとまとめた上で、また違うとかという話になりますとちょっと問題になりますので、その点だけはちょっとこの場で御了解をとっておいていただきたいと思います。

○委員長 そんな突拍子のないこと書かないでしょう。ごく自然に……

○小島 委員長にお任せします。

○委員長 ごく一般的な形で、これに沿って書いていただければ、具体的に、個別にあることがあったら上げてくださいと。それはそれで、委員長、副委員長と相談して、そして柏市議会として恥じないように、余り細かいことまで書くことがいかなものかなという場合は、その提案された方に事前にお電話して、ここは却下しましたよ、ここは取り入れましたよという話をいたします。そういう調整をした上で文書をまとめて出したいと思います。したがって、了解をしていただきたい、ここで。そんなこと言ってねえなんて、知らねえなんて言わないように、東電に出す前に、皆さん方に一番先にファクスまたは郵送をするかどうかしてお知らせをいたします。そして、29日を迎えたいと思います。29日の日に、15時半ですから、15時ごろまでには皆さん来ていただいて、そこはまずいと、言ったけどだめだというときは、言ってください。そこで消しゴムで消すか、二本線引くか、事務局がまた打ち直すかわかりませんが、できるだけ合議制で、皆さんが納得できるものの文書を要望書として提出をしたいと思います。そういう形で行いたいと思いますので、御理解をいただきたいんですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、そういうことで、きょうは3名の方が見えていませんから、その方たちにもよく伝えて、その方たちの御意見があれば、ちゃんと調整をして載せたいと思います。市村委員は、事前にどんどん進めてやってほしいと、29日にぜひ行きたいのでというふうに言われました。ただ、監査がもし入ったりすればできないけどもということで、林委員からもそのように言葉をいただいておりますので、ぜひ皆さん方、地域で、それぞれ放射能で市民からいろいろ言われているわけですから、そういうことを具体的に東電の中枢に届くように、具体的に柏での困っていること、具体的なことをぜひ載せて書いていただきたいなと思います。ここに書いてあるのは、ちょっと大まかに書いてありますから、一般的に広いですよね。ですか

ら、できれば先ほど海老原委員が言ったように、下に括弧書きして、例えば放射能対策等についてはと書いてありますね。そこのところ具体的には健康調査だとか、河川敷のヘドロ取れとか、どこどこ地区のあれを取ってほしいとか、そういうのがもしあれば出してください。そうすれば、具体的に東電側もわかってくるかと思えますので、できるだけ皆さんの声は東電側に届くようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。何かございますか。

○渡部 この資料提供依頼の根拠についてなんですけども、質疑事項と質疑の要旨というのは、当日こういうことを聞きたい、その要旨はこうだというのはわかるんですけども、この資料提供については、やはりこういう資料を要するに東電に示してほしいということでのこれを書いてあると思うんですけども、それが例えば東電側は、その出せるものについては当日出すという、これはことなのか、それとも資料の提供というのは、本来議会なんかだと当然事前にもらうわけですけども、この取り扱いというのはどのようにあれでしょうか、お考えになって、これはいらっしゃるのでしょうか。

○委員長 当然議論ができるように、29日議論ができるようにすり合わせするための、こちらからもこういうこと言うよ、おたくらもこういう資料を提出してくださいよという提案です。ですから、日にちが1日か2日しかなかったとかいう部分はあるかもしれませんが、できるだけ議論ができるような資料の要求、そして向こうからの提案をしたいと思ひます。そういう努力をしたいと思ひます。ただ、出さないというのが向こう側の言い分じゃないかなと思ひますけども、どうしてもこういう資料が欲しいというのであれば、求めてください。今言われたように、議論ができるような素材としての資料提供を求めるものです。以上です。

○小島 これは、あくまでもこの資料提供ということなんですか、この項目の中で。恐らく俺は東電出さないと思ひますよ、これみんな、全部出したものについて、これ。資料請求これ出せますかね。

○委員長 情報公開を原則しているから、大概出します。もうネットで出ていますから、その前にほとんど。だから、出すと思ひます。どここのうちのあれを幾ら出したのか、金出したのかって、それは出ないよ。だけど、ほとんどが放射能についてどう処理しているかとか、こうだとか、ほとんど出すと思ひます、それは。ネットでも出ていますから。出ない場合もあることを想定して、皆さん資料請求してください、それは。

○小島 これだけ言って、それだけの中で、だからそれとあれしたら、1時間半の中で説明を受けて、あれしたら質問できないから、1人1問か2問しかできない、やっていかないと、これ全部残っちゃうよ、1時間半の中でやっていたら。だから、そういうことで、質問は質問で、資料もらえばその中でできるかもしれないけども、恐らく皆さんが質問で終わっちゃう。何のあれしないで、全部質問できないで終わっちゃうと思ひますよ、仮にあれしたときに。

○委員長 1人何分とかしません。フリー討議でたたみかけてくださいよ。例えば

小島委員がやって、そうしたらほかの委員がたたみかけて、それ関連でという、たたみかけて、それでやって。大体話し合いにすると、こういうものは持ち帰って検討させてくださいと言うんですよね。たたみかけられると。だから、持ち帰って宿題と。次また2回目できるということなんですよ。そういうふうにして、継続してずっと追及していくんです。だから、1発終わって、はいさよならじゃなくて、たたみかけてくださいよ。小島さんが言って、そのことがちゃんと通じなかったら、次の人が、それはどうなんだ、こうなんだと、みんなで。こちら側はスクラム組んでたたみかけるということです。わかりますか。そういうことでお願いします。

○小島 はい、了解。

○委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本 傍聴の扱いというのはどうするかということを伺いたいんですが、かなり市民にとっても非常に関心の高い話だと思えますし、お知らせしたらたくさんいらっしゃるかと思うんですが、そういった対応どうしますか。

○委員長 隠すつもり何もありませんから、どうぞです。

○松本 いや、人数多くなり過ぎないかと。

○委員長 それは、モニターも向こうあるから、モニターでやればいいでしょう。そんなに来ないと思いますよ、このくそ暑いときに来ますかね。いや、わからないけど、来ればそれはどうぞですよ。ここに入り切るだけ。そして、モニターで見ていただくということですよ。それは常識の範囲内で、公開が原則だから、入れない制限はいたしません。何か変な人が来たときは、それは困りますから、委員さん頑張って、カイロのような状況にならないようによくお願いしたいと思います。事務局、何かありますか。

○事務局 いえ、特にございません。

○委員長 もう一人、事務局ありますか。

○事務局 ないです。

○委員長 ないですか。忘れていませんか。忘れていないですね。ほかに皆さんよろしいですか。——なければ、10分で終わるとお約束したところが45分かかりました。どうも済みません。ちょっと待ってください。上橋委員から提案ありますから。

○上橋 6月の議会のときに議論が出た視察の件ですが、改めて8月の下旬でも福島の第一原発周辺地域、テレビ報道で見る限り、帰還できますよと言われてもできない人たちで大変な分裂が生じているという報道を見るたびに、コミュニティが一体どうなっているかということが気になるんです。去年も一時田村市の都路地区って行かせていただいたんですけど、なかなか個人では行けないところなもので、地区を、どの地でもいいですよ、周辺、原発周辺自治体で皆様の帰還がどうなっているのかと。コミュニティにどういう問題が起こっているのかと市の当局の話聞いたり、できれば車で回って見れたら、大体まちはこういう状況なんだというのがわかると思うので、それを提案申し上げます。

○委員長 既に事務局方にしてありますよね。どっか当たりましたか。当たっていない。

○事務局 まだです。

○委員長 仕事おこなっていますね。早目にやってください。早急にやってくださいね。どこがと。今上橋委員から言われましたことも含めて、8月末に、暑いさなかですけども、行くということで前委員会終わって、最終日にほぼ決めていますので、御希望があれば、どこがいいですよというのがあれば提案してほしいんですが。私のほうからは、ガラスバッジをつけて、放射能を逆でチェックをするという、市町村をというふうに提案をしましたんでね。

○上橋 それはどの自治体ですか。

○委員長 田村じゃなくて、あそこは伊達だった気がするんですよ、伊達市。

○上橋 そこ行っても大体わかりますよね。

○委員長 あそこは、伊達市は余り、避難区域が余りないんだと思いました。

○石井 この前行ったのが田村市でしょう。

○委員長 田村市ですね。

○石井 田村市で聞いたところによると、戻りたくないという人もいっぱいいると。だから、今はそういうののコミュニティのあれを聞くんだったら同じところ行かないと、この前聞いたときに、帰りたいけども帰らないという人が多いと言ったんだから。じゃ、今はその人はどうなってんのと、そこ聞かないと。

○上橋 比較できないということか。

○石井 比較できないでしょう。だから、一言言ったんです。

○海老原 それでしたら、もう日程、きょうこれだけいるんだから、日程決めちゃったほうが。

○委員長 いいですよ。いつにしましょうか。いつがいいですか。カレンダー広げてからです。

[協議]

○委員長 わかりました。じゃ、早速、新幹線で行ってバスがいいのか、そしてこっちからバスで直行したほうがいいのか、ちょっと5万4,000円以内で行くことを含めて検討します。そういうことでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 日程は8月の28日、何か入っている。

[協議]

○委員長 21でいいですか。いいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 じゃ、8月21日。22日から会派説明あるんでしょう。

○事務局 はい、そうでございます。

○委員長 じゃ、21日。バスがいいか、電車がいいかというのをちょっと調査します。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○委員長 なければ、以上で本日の放射能等災害対策特別委員会を閉会いたします。

午後 1時52分閉会